使用区分	使用区分の種類を示す用語
加熱調理用等に用いられるものであって、直接炎に当てて用いられるもの	直火用
加熱調理用等に用いられるものであって、直接炎に当たらない用途（電磁波によって加熱する用途を除く。）に用いられるもの	オーブン用
加熱調理用等に用いられるものであって、電磁波によって加熱する用途に用いられるもの	電子レンジ用
熱湯使用によって用いられる器物であって、加熱器具として用いられないもの	熱湯用

（三）　耐熱温度差の表示に際しては、ガラスの部分を試料として一定の温度に定めた恒温器の中に三十分間保持したのち、これを取り出して、直ちに冷水中に一分間浸したときにその試料が破損しない温度差を表示すること。この場合における許容範囲は、その温度差を表す数値のプラス・マイナス四パーセント以内とすること。また、恒温器内の温度と冷水の温度との差は耐熱ガラス製器具のうち直火用のものにあっては百五十度以上、直火用以外のものにあっては百二十度以上、超耐熱ガラス製器具にあっては四百度以上とする。

（四）　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。

イ　調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、またガラスの部分が熱くなっているときは濡れた布巾で触れたり、濡れたところに置いたりしない旨（超耐熱ガラスを除く。）。

ロ　空炊きをしない旨（超耐熱ガラスを除く。）。

ハ　洗浄の際は、研磨材入りたわし、金属たわしやクレンザー等を使用しない旨。

ニ　突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔等を近付けない旨（直火用のものに限る。）。

ホ　加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨（直火用のものに限る。）。

ヘ　使用区分以外の使用は避ける旨。

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（六）　表示は最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示については、ラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

十二　漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具

（一）　品名の表示に際しては、表面の塗装に天然の漆のみを使用したものにあっては「漆器」の用語を用いて表示することとし、その他の塗料を使用したものにあっては合成漆器等その品名を示す用語を用いて適正に表示すること。

（二）　表面塗装の種類の表示に際しては、その表面塗装の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその表面塗装の種類が次の表の上欄に掲げる表面塗装の種類に応ずるときは、次の表の下欄に掲げる表面塗装の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において二種類以上の表面塗装を行っている場合には、それぞれ塗装部分ごとにその塗装部分を分かりやすく示し、当該部分ごとに塗装の種類を示す用語を用いて表示すること。なお、下地塗装を行っているものにあっては、表面塗装の種類を示す用語の次に括弧書きで「下地塗装」の用語及びその下地塗装の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。

表面塗装の種類	表面塗装の種類を示す用語
漆を塗装したもの	漆塗装
カシュー樹脂塗料を塗装したもの	カシュー塗装
メラミンアルキド樹脂塗料を塗装したもの	メラミンアルキド塗装
ユリアアルキド樹脂塗料を塗装したもの	ユリアアルキド塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン塗装

（三）　素地の種類の表示に際しては、器具の主な部分について使用される素地の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその素地が次の表の上欄に掲げる素地の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる素地の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、同表下欄中「合成樹脂の種類を示す用語」には、合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第一号に規定する原料樹脂の種類を示す用語を用いること。

素地の種類		素地の種類を示す用語
天然木を使用したもの		天然木 この場合において、その用語の次に括弧書きで天然木の種類を示す用語を付記することができる。
合成樹脂を使用したもの		合成樹脂の種類を示す用語
合成樹脂と木粉との混合物を使用したもの	木粉の重量割合が五十パーセントを超えるもの	木粉と「合成樹脂の種類を示す用語」の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五とする。
	その他のもの	「合成樹脂の種類を示す用語」と木粉の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五とする。

（四）　取扱い上の注意の表示に際しては、使用方法、使用後の手入れ方法及び保存方法について製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（六）　表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示については、下げ札の取付け、刻印又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと（箸については、ショーカード等本体から容易に離れないように付着している物以外の物に見やすいように記載して表示することができる。）。なお、通常の使用状態に置いたときの垂直方向への投影面積が二百平方センチメートル未満であるものについては、「表面塗装の種類」及び「素地の種類」に限定して表示することができる。

十三　鍋

（一）　表面加工の表示に際しては、その表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その表面加工が次の表の上欄に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の表面加工を施している場合には、それぞれの加工部分ごとにその加工部分を分かりやすく示し、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示すること。